

国土交通省告示第八百六十七号

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第三十六条第一項及び第二項第一号、第四十六条第四項表一(イ)項、第四十七条第一項、第八十条の二第一号、第八十一条第二項第一号イ、第八十二条の六第三号、第九十四条並びに第九十九条並びに建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の三の規定に基づき、建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件等の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣 石井 啓一

(建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件の一部改正)

第一条 建築物の地震に対する安全性を確かめるために必要な構造計算の基準を定める件(昭和五十五年建設省告示第七百九十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

改正前

<p>第一 木造の建築物等に関する基準</p> <p>木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一 水平力を負担する筋かいを設けた階(地階を除く。)を含む建築物にあつては、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値又は特別な調査若しくは研究に基づき当該階の筋かいを入れた軸組の減衰性及び靱性を考慮して定めた数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。</p>	<p>第一 木造の建築物等に関する基準</p> <p>木造の建築物又は木造とその他の構造とを併用する建築物については、次の各号に定める構造計算を行うこと。</p> <p>一 水平力を負担する筋かいを設けた階(地階を除く。)を含む建築物にあつては、建築基準法施行令(以下「令」という。)第八十二条第一号の規定により計算した当該階の構造耐力上主要な部分に生ずる令第八十八条第一項の規定による地震力による応力の数値に次の表の数値以上の数値を乗じて得た数値を当該応力の数値として令第八十二条第二号及び第三号に規定する構造計算を行うこと。</p>								
<table border="1"> <tr> <td><math>\beta \leq \frac{5}{7}</math> の場合</td> <td>1 + 0.7<math>\beta</math></td> </tr> <tr> <td><math>\beta &gt; \frac{5}{7}</math> の場合</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	1 + 0.7 $\beta$	$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5	<table border="1"> <tr> <td><math>\beta \leq \frac{5}{7}</math> の場合</td> <td>1 + 0.7<math>\beta</math></td> </tr> <tr> <td><math>\beta &gt; \frac{5}{7}</math> の場合</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	1 + 0.7 $\beta$	$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5
$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	1 + 0.7 $\beta$								
$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5								
$\beta \leq \frac{5}{7}$ の場合	1 + 0.7 $\beta$								
$\beta > \frac{5}{7}$ の場合	1.5								
<p>この表において、<math>\beta</math>は、令第八十八条第一項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。</p> <p>二〇五 (略)</p>	<p>この表において、<math>\beta</math>は、令第八十八条第一項に規定する地震力により建築物の各階に生ずる水平力に対する当該階の筋かいが負担する水平力の比を表すものとする。</p> <p>二〇五 (略)</p>								

(建築基準法施行令第四十六条第四項表一(イ)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件の一部改正)

第二条 建築基準法施行令第四十六条第四項表一(イ)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び当該軸組に係る倍率の数値を定める件(昭和五十六年建設省告示第千百号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(イ)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>七 次に定めるところにより、土塗りの垂れ壁(当該垂れ壁の上下の横架材の中心間距離が〇・七五メートル以上であるものに限る。次号において同じ。)を設けた軸組</p> <p>イ 当該軸組の両端の柱の小径(当該小径が異なる場合にあつては、当該小径のうちいずれか小さいもの。次号において同じ。)を別表第五(イ)欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(イ)欄に掲げる数値とすること。</p>	<p>第一 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十六条第四項表一(イ)項から(七)項までに掲げる軸組と同等以上の耐力を有する軸組は、次の各号に定めるものとする。</p> <p>一〇六 (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

口 当該垂れ壁を別表第五は欄に掲げる倍率の数値に応じた軸組に設けられる土塗壁とする

ハ 当該軸組の両端の柱と当該垂れ壁の下の横架材をほぞ差し込み栓打ち又はこれと同等以上の強度を有する接合方法により接合すること。

八 次々に定めるところにより、土塗りの垂れ壁及び高さ〇・八メートル以上の腰壁を設けた軸組

イ 当該軸組の両端の柱の小径を別表第六は欄に掲げる数値と、中心間距離を同表(ウ)欄に掲げる数値とすること。

ロ 土塗りの垂れ壁及び腰壁を別表第六は欄に掲げる倍率の数値(当該数値が異なる場合にあっては、当該数値のうちいずれか小さいもの)に応じた軸組に設けられる土塗壁とすること。

ハ 当該軸組の両端の柱と当該垂れ壁の下の横架材及び当該腰壁の上の横架材をほぞ差し込み栓打ち又はこれと同等以上の強度を有する接合方法により接合すること。

九 別表第七は欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(ウ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によつて柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。)を設けた軸組

十 厚さ二・七センチメートル以上で別表第八は欄に掲げる幅の木材(継手のないもの)に限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下「落とし込み板」という。)と当該落とし込み板に相接する落とし込み板を同表(ウ)欄に掲げるだば又は吸付き棧を用いて同表(ウ)欄に掲げる接合方法により接合し、落とし込み板が互いに接する部分の厚さを二・七センチメートル以上として、落とし込み板を同表(ウ)欄に掲げる方法によつて周囲の柱及び上下の横架材に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないもの)に限る。以下同欄において同じ。)に入れて、はり、けた、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組(柱相互の間隔を同表(ウ)欄に掲げる間隔としたものに限る。)

十一 別表第九は欄及び(ウ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二 別表第十は欄、(ウ)欄及び(ウ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十三 別表第十一は欄、(ウ)欄、(ウ)欄及び(ウ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十四 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認めるとする

第二 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一 一六 (略)

七 第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五は欄に掲げる数値

八 第一第八号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第六は欄に掲げる数値

九 第一第九号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第七は欄に掲げる数値

(新設)

七 別表第五は欄に掲げる木材(含水率が十五パーセント以下のものに限る。)を、同表(ウ)欄に掲げる間隔で互いに相欠き仕口により縦横に組んだ格子壁(継手のないもの)に限り、大入れ、短ほぞ差し又はこれらと同等以上の耐力を有する接合方法によつて柱及びはり、けた、土台その他の横架材に緊結したものに限る。)を設けた軸組

八 厚さ二・七センチメートル以上で幅十三センチメートル以上の木材(継手のないもの)に限り、含水率が十五パーセント以下のものに限る。以下この号において「落とし込み板」という。)に相接する落とし込み板に十分に水平力を伝達できる長さ(小径が一・五センチメートル以上の木材のたば(なら、けやき又はこれらと同等以上の強度を有する樹種で、節等の耐力上の欠点のないもの)に限る。)又は直径九ミリメートル以上の鋼材のたば(JIS G 三二二一九八七(鉄筋コンクリート用棒鋼)に規定するSR235若しくはSD295A)に適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するもの)を六十二センチメートル以下の間隔で三本以上配置し、落とし込み板が互いに接する部分の幅を二・七センチメートル以上として、落とし込み板を柱に設けた溝(構造耐力上支障がなく、かつ、落とし込み板との間に著しい隙間がないもの)に限る。)に入れて、はり、けた、土台その他の横架材相互間全面に、水平に積み上げた壁を設けた軸組(柱相互の間隔を百八十七センチメートル以上、かつ、二百三十センチメートル以下としたものに限る。)

九 別表第六は欄及び(ウ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十 別表第七は欄、(ウ)欄及び(ウ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十一 別表第八は欄、(ウ)欄、(ウ)欄及び(ウ)欄に掲げる壁又は筋かいを併用した軸組

十二 前各号に掲げるもののほか、国土交通大臣がこれらと同等以上の耐力を有すると認めるとする

第二 倍率の数値は、次の各号に定めるものとする。

一 一六 (略)

(新設)

七 第一第七号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第五は欄に掲げる数値

(新設)

(三)		(二)		(一)	
軸組の両端の柱 小径		中心間距離		土塗壁の倍率	
(イ)		(ウ)		(ハ)	
○・一三メートル以上○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満		○・五以上一・〇未満	
(ニ)		(チ)		(ヘ)	
○・一三メートル以上○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満		○・五以上一・〇未満	
(ホ)		(ニ)		(ニ)	
○・一三メートル以上○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満		○・二を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	
(ニ)		(チ)		(ニ)	
○・一三メートル以上○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満		○・五を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	
(ニ)		(チ)		(ニ)	
○・一三メートル以上○・一五メートル未満		○・四五メートル以上一・五メートル未満		○・八を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値	

別表第六

(七)		(六)		(五)		(四)		(三)		(二)		(一)	
軸組の両端の柱 小径		中心間距離		土塗壁の倍率		倍率		軸組の両端の柱 小径		中心間距離		土塗壁の倍率	
(イ)		(ウ)		(ハ)		(ニ)		(イ)		(ウ)		(ハ)	
○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満		○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値		○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満	
(ニ)		(チ)		(ヘ)		(ニ)		(イ)		(ウ)		(ハ)	
○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満		○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値		○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満	
(ニ)		(チ)		(ヘ)		(ニ)		(イ)		(ウ)		(ハ)	
○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満		○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値		○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満	
(ニ)		(チ)		(ヘ)		(ニ)		(イ)		(ウ)		(ハ)	
○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満		○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値		○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満	
(ニ)		(チ)		(ヘ)		(ニ)		(イ)		(ウ)		(ハ)	
○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満		○・一を軸組の両端の柱の中心間距離で除した数値		○・一五メートル以上		○・四五メートル以上		○・五以上一・〇未満	

別表第五

十一 第一第十号に定める軸組にあつては、当該軸組について別表第八(ハ)欄に掲げる数値  
 十一 第一第十号から第十三号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け  
 又は入れた軸組の第一号から第十号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそ  
 れぞれの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は五)

(新設)

八 第一第八号に定める軸組にあつては、○・六  
 九 第一第九号から第十一号までに定める軸組にあつては、併用する壁又は筋かいを設け又は  
 入れた軸組の第一号から第八号まで又は令第四十六条第四項表一の倍率の欄に掲げるそれぞ  
 れの数値の和(当該数値の和が五を超える場合は五)

(新設)



		(三)	
(一)	(二)	(イ)	(ロ)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一
		は S D 二九五 A に適合するもの又はこれらと同等以上の強度を有するものに限る。 三倍以上の長さかつ隙間なく当該たぼを設けること。 下の間隔で、それぞれくぎ (J I S A 五五〇八一—九七五 (鉄丸くぎ) に定める C N 七五又はこれと同等以上の品質を有するものに限る。)を打ち付けること。 三・〇	

別表第九

(一)	(二)	(イ)	(ロ)
第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一
		第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち 第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、 令第四十六條第四項表一(一)項に掲げる壁 (土塗壁を除く。)又は(二)項に掲げる壁の うち一	

別表第六

別表第十

(三)	第一第十号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる壁又は筋かいのうち一
-----	------------	---

別表第十一

(略)	(い)		
	(ろ)		
(二)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第一第十号に掲げる壁
(三)	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第十号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(四)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)のうち一	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一
(五)	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第一第十号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

(い)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一		
(ろ)	第一第六号又は第九号に掲げる壁のうち一		
(は)	第一第十号に掲げる壁		
(に)	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一		

別表第七

(三)	第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる壁又は筋かいのうち一
-----	------------	---

別表第八

(略)	(い)		
	(ろ)		
(二)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第一第八号に掲げる壁
(三)	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第一号から第五号までに掲げる壁のうち一	第一第八号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(二)項から(六)項までに掲げる筋かいのうち一
(四)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁又は令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)のうち一	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一
(五)	第一第一号若しくは第二号に掲げる壁、令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる壁(土塗壁を除く。)	第一第八号に掲げる壁	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一

(い)	第一第一号又は第二号に掲げる壁のうち一		
(ろ)	第一第六号又は第七号に掲げる壁のうち一		
(は)	第一第八号に掲げる壁		
(に)	令第四十六条第四項表一(一)項に掲げる土塗壁又は(二)項から(四)項まで若しくは(六)項(同表(四)項に掲げる筋かいをたすき掛けに入れた軸組を除く。)に掲げる筋かいのうち一		

第三條 (木造の継手及び仕口の構造方法を定める件の一部改正)  
 本条の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。  
 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第四十七条第一項の規定に基づき、木造の継手及び仕口の構造方法を次のように定める。  
 建築基準法施行令(以下「令」という。)第四十七条に規定する木造の継手及び仕口の構造方法は、次に定めるところによらなければならない。ただし、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

一 (略)  
 二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、次のイ又はロに該当する場合においては、この限りでない。

一 (略)  
 二 壁を設け又は筋かいを入れた軸組の柱の柱脚及び柱頭の仕口にあつては、軸組の種類と柱の配置に応じて、平家部分又は最上階の柱にあつては次の表一に、その他の柱にあつては次の表二に、それぞれ掲げる表三(い)から(ぬ)までに定めるところによらなければならない。ただし、当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要な引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合においては、この限りでない。

イ 当該仕口の周囲の軸組の種類及び配置を考慮して、柱頭又は柱脚に必要な引張力が、当該部分の引張耐力を超えないことが確かめられた場合  
 ロ 次のいずれにも該当する場合  
 (1) 当該仕口(平家部分又は階数が二の建築物の一階の柱の柱脚のものに限る。)の構造方法が、次の表三(い)から(ぬ)までのいずれかに定めるところによるもの(百二十ミリメートルの柱の浮き上がりに対してほぞが外れるおそれがないことを確かめられるものに限る。)であること。

(新設)  
 (新設)  
 (新設)

(2) 令第四十六条第四項の規定による各階における張り間方向及び桁行方向の軸組の長さの合計に、軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値に応じた次の表四に掲げる低減係数を乗じて得た数値が、同項の規定による各階の床面積に同項の表二の数値(特定行政庁が令第八十八条第二項の規定によつて指定した区域内における場合においては、同表の数値のそれぞれ一・五倍とした数値)を乗じて得た数値以上であることが確かめられること。

表一 表二 (略)  
 表三 (略)

表一 表三 (新設)  
 表二 表三 (略)

軸組の種類に応じた倍率の各階における最大値	低減係数		
	階数が一の建築物	階数が二の建築物の一階	階数が二の建築物の二階
一・〇以下の場合	一・〇	一・〇	一・〇
一・〇を超え一・五以下の場合	一・〇	一・〇	〇・九

表四

一・五を超え三・〇以下の場合	〇・六	〇・九	〇・五
三 (略)			

(枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件の一部改正)  
 第四条 枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は建築物の構造部分の構造方法に関する安全に必要な技術的基準を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十号)の一部を次のように改正する。  
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

<p>第二 材料</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当するものうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という)第三十七条第一号の規定に適合するもの(トに該当するものに限る)若しくは同条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限り)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものである。前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>ト 直交集成板(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第二十三号に規定する直交集成板をいう。以下同じ。)(床版又は屋根版に用いる場合に限る。)</p> <p>四 (略)</p> <p>第四 床版</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、建築基準法施行令(以下「令」という)第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二階以上の階の床版に直交集成板を使用する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>ホ 一階の床版に直交集成板を使用する場合</p> <p>ヘ〜チ (略)</p>	<p>第二 材料</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 次のいずれかに該当するものうち、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という)第三十七条第二号の国土交通大臣の認定を受けたもの(ハからヘまでのいずれかに該当するものにあつては、国土交通大臣がその許容応力度及び材料強度の数値を指定したものに限り)、建築基準法施行規則(昭和二十五年建設省令第四十号)第八条の三の国土交通大臣の認定を受けた耐力壁に使用するもの又は前二号に掲げるもの以外の木材で国土交通大臣がその樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ許容応力度及び材料強度の数値を指定したものである。前二号の規定にかかわらず、当該材料を構造耐力上主要な部分に使用する材料とすることができる。</p> <p>イ〜ヘ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>四 (略)</p> <p>第四 床版</p> <p>一〜七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、建築基準法施行令(以下「令」という)第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ〜ニ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ホ〜ト (略)</p>
--	--

<p>第七 小屋組等 一〇十二 (略)</p> <p>十三 前号に掲げるもののほか、屋根版に直交集成板を使用する場合には、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめなければならない。</p> <p>十四 前二号に掲げるもののほか、天井根太に軽量H形鋼を使用する場合には、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。</p>	<p>十 (略)</p> <p>第七 小屋組等 一〇十二 (略) (新設)</p> <p>十三 天井根太に軽量H形鋼を使用する場合には、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号の規定は、適用しない。</p>
---	---

第五條 構造耐力上主要な部分である壁及び床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該壁及び床版の構造方法を定める件(平成十三年国土交通省告示第千五百四十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 二階以上の階の床版に直交集成板(平成十二年建設省告示第千四百四十六号第一第二十三号に規定する直交集成板をいう。次号において同じ。)を使用する場合</p> <p>ハ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ 一階の床版に直交集成板を使用する場合</p> <p>ヘ 七 (略)</p> <p>十 (略)</p>	<p>第二 構造耐力上主要な部分である床版に、枠組壁工法により設けられるものを用いる場合における技術的基準に適合する当該床版の構造方法は、次の各号に定めるところによる。</p> <p>一〇七 (略)</p> <p>八 次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算及び建築物等の地上部分について行う令第八十二条の六第二号及び第三号に定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、前各号の規定は、適用しない。</p> <p>イ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>九 前号に掲げるもののほか、次に掲げる場合において、令第八十二条第一号から第三号までに定める構造計算により、構造耐力上安全であることを確かめられたものについては、第一号から第七号までの規定は、適用しない。この場合において、同条各号中「構造耐力上主要な部分」とあるのは、「床版」と読み替えて計算を行うものとする。</p> <p>イ 二 (略)</p> <p>ホ ト (新設)</p> <p>十 (略)</p>

附 則  
この告示は、公布の日から施行する。